

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>会が始まる前にちょっと一言だけお願いします。</p> <p>先般の西日本豪雨災害で県下でも非常に多くの犠牲者も出て、被害も出ております。この犠牲に遭われました方にお悔やみを申し上げますとともに、今回被災されました方にお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>既に皆様方も御承知かと思いますが、松山市でも怒和地区で御家族3名の方が亡くなりました。本当に痛ましい災害になりましたけれども、そういうふうな関係で今日中島の中崎委員はこの御家族の葬儀へ出席ということで欠席と連絡が来ております。</p> <p>また、皆様方におかれましても地元で災害対応されて今日はたぶん忙しかったんじゃないかと思うかもしれませんが御出席いただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第172回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の家久委員、久谷地区の池田委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号まで、9件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>離作補償給付金を支払うとしております。 以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御報告いたします。 平成30年5月28日～6月25日までに専決処理した案件は11件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら11件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地6件、970平米、商工業用地4件、2,144平米、公的用地1件、52平米となっております。 以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年5月28日～6月25日までに専決処理した案件は26件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら26件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地19件、1万5,333平米、商工業用地7件、5,217平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

渡部 純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>2番、本件は、平成23年12月6日で農地法第3条許可により設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が管理するとしております。離作補償給付金はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三主幹	<p>では、お手元に配布しております審査基準1号～7号までを整理した調査票がございますので、あわせて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約114アールを耕作する農業者でございます。この度、小作地解放により申請地の贈与を受け、農業に精進するとしております。</p> <p>2番、譲受人は、農地約93アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約88アールを耕作する兼業農家でございます。申請地を取</p>

	<p>得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、平成23年6月に設立された農地所有適格法人で、農地約90アールを耕作しております。この度、本申請地を借り受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、農地約151アールを耕作する兼業農家でございます。申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、来春、松山市への職場移動が決まったことから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、土木工事を主な業務とする法人でございますが、資材置場及</p>

び駐車場が不足し、事業に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、足場材、トラック車両等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、東京都豊島区に本店を置き、愛媛県内 244 店舗のコンビニエンスストアを運営する法人でございますが、この度、県道 209 号線沿に位置する本申請地を賃借し、コンビニエンスストアを建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は伊予鉄梅本駅からおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。

また、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、松山市でございます。現在、浮穴児童クラブは、駐車場スペースがほとんどなく、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を賃借し、敷地拡張の上、駐車場、駐輪場を確保したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、星岡 2 丁目の松山認定こども園星岡を運営する学校法人でございますが、園児の増加に伴い、駐車場が手狭となり、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を賃借し、40 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区

域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7 番、本件受人は、薬局の経営を主な業務とする法人でございますが、余戸西 3 丁目で運営する調剤薬局施設が手狭で、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、調剤薬局を移転したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、既存施設は、店舗の取り壊し後、従業員用駐車場スペースとして利用するとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、愛大医学部の勤務医でございますが、この度、本申請地を取得し、耳鼻咽喉科の病院を開業したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

9 番、本件受人は、農地約 42 アールを耕作する農業者でございますが、現居宅が砥部伊予松山線道路改築工事のため愛媛県に収用されることから、新たに、本申請地を夫より借受け、渡人共有の農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に二つの医療施設があることから、第 3 種農地と判断されます。

10 番、本件受人は、富久町の松山西病院を運営する医療法人でございますが、駐車場が手狭で、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、58 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11 番、本件受人は、託児所の運営を主な業務とする法人でございますが、この度、

保育所型認定こども園への移行を機に、本申請地を取得し、新たに、保育所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

12 番、本件は、必要添付書類が整わないため、本人保留でございます。

13 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、現在、所有している資材置場が、事業の拡大に伴う大型重機の購入等により手狭となり、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、既存施設と一体利用することにより、トレーラーの回転場を確保し、申請地部分は、重機、真砂土、鋼土等の露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、JR 堀江駅からおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。

14 番、本件受人は、市内河野別府に居住しておりますが、近隣住民が駐車場を探しており、また、自宅の駐車スペースも手狭なことから、この度、本申請地を取得し、6 台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は市役所北条支所河野出張所からおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。

15 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、この度、新規事業として、太陽光発電事業を行うこととなり、日当たりの良い本申請地を母親より借受け、太陽光発電施設を設置するとともに、不足する建設資材の露天資材置場及び露天駐車場も確保したいとしております。

本申請地の農地区分は、市役所北条支所粟井出張所からおおむね 500 メートル以内にあることから第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 6 号につきまして事務局から説明がありました。



<p>家久英雄委員</p>	<p>次に地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>3番は、所在地が小野地区でありますので、家久委員からお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人はコンビニエンスストアの経営を行う法人であります。この度、県道美川松山線沿いにおいて、大型車両の駐車スペースも充分確保でき、交通アクセスも申し分ないこの申請地で、新たな拠点となる店舗を出店するため、本申請に至ったものであります。</p> <p>周辺農地への被害防止もきちんとされるとのことから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に6番は所在地が石井地区でありますので、浮穴地区の南委員からお願いします。</p>
<p>南耕一委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市星岡2丁目に事務所を構え、認定こども園を運営する法人です。譲受人は、園児の増加に伴い、保護者、職員用の駐車場が手狭となり、駐車場用地を探していたところ、本申請地を見つけ、ほかに代替地もなく、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に10番は所在地が生石地区でありますので、秀野委員からお願いします。</p>

秀野隆昭委員	<p>はい、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、市内、松山市富久町でございますが、病院の運営を主に行っている医療法人です。現在、外来患者の増加及び訪問介護事業用の車両の増加に伴い従業員用の露天駐車場が手狭で業務に支障をきたしていることから、今般既存施設に隣接した本申請地を取得し従業員用の露天駐車場として利用したく、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に15番は所在地が栗井地区であります。今日、栗井地区の梶野委員が欠席されておりますので、中川委員から申し上げます。</p>
中川均委員	<p>この案件につきましては私も地区の説明会で同席をして参加しておりますので、私の方から説明を申し上げます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、松山市苞木に事務所を構える、建設業を営む法人です。</p> <p>会社の経営力強化のため太陽光発電事業、経費削減のため、現在借地に置いてある建設用車両置場、及び事業拡大に伴う資材置場が必要となり、本申請に至ったものであります。</p> <p>周辺への被害の防除措置も適切に行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分でありますので、意見を付して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成30年度第4号農用地利用集積計画」について議題といたします。</p> <p>ここで、議案審議をしていただく前にお願いがございます。</p> <p>番号2は平岡委員御自身の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままです。形としては退席をされたということで議事に参与されないようお願いいたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>本日の案件8件の内、賃借権の設定は3件、使用貸借権の設定は2件、所有権の移転は3件で、設定総面積は、2万6,242平米です。</p> <p>その内訳は、新規が13筆、更新が2筆、再設定が1筆、売買が2筆、贈与が4筆となっています。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更がない場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>番号3と番号4の譲受人は、約745アールを耕作する農業協同組合で、借り手変更を伴う賃借権を再設定することに加え、新たに賃借権を設定することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号5の譲受人は、約188アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

	<p>番号6の譲受人は、約179アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号7の譲受人は、約358アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号8の譲受人は、約163アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成30年7月18日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年5月28日～6月25日までに専決処理した案件は14件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら14件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出人より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、所管課である松山市産業経済部農林水産課から農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、本件申出人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い既存施設が手狭となり、何かと支障をきたしていることから、新たに、隣接する本申請地を賃借し、作業リフト、従業員車両、製品積上場等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農用地区域から除外された場合も、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は、例外許可事由の既存施設の拡張に該当し、後日、転用許可申請書が提出された場合の立地基準には適合していると判断されます。</p> <p>以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、</p>

渡部 泰明 会長	<p>御意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>せっかくの機会ですので、何か御意見等ございませんでしょうか。</p>
田中正人 委員	<p>少しお尋ねしたいんですが。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、どうぞ。</p>
田中正人 委員	<p>昨年の10月ぐらいだったか、久米地区で新規就農ということで六十何歳の人が3反ばかり、1反は買収、残り2反は借りるということで。ここでも私説明したんですけど、ほとんど就農記録がない人だったんですが、耕作放棄地になるよりはいいかなと思って承認したんですけどもね。</p> <p>今その田がどうなっているか、草ボーボーです。そこにこの間、ナスを2本植えとったんです、これ1反あまりあったんですよ。それがこの間の雨で枯れたんですが。そのうちに一部は3坪足らずの農業用倉庫と称するものをこしらえて、埋め立てしております、200平米ぐらいあるんでしょう。どうもそれをやっていいという</p>

	<p>ふうに行政書士が指導したのかどうかよく分かりませんが。</p> <p>一度ですね、そういうのを見ますと、彼は3反を全部作って、米作をして、売ることにはしないけれども、従業員とか家族全員で消費するんだという話であったんですが、その約束が全く果たされておりません。そしてその借りた土地の貸主が作っておるようです。</p> <p>ということは、今、草ボーボーにしている1反がほしかったんで、それを買うためのカモフラージュだったようなんです。もしそういうことをこのまま放っておいてやると、農業委員会なんだということになります。それは南土居町にある土地なんですけど、ときどき文句は出てきます。</p> <p>それでですね、現地へ行って、直接黙って行って、呼んで確認すべきだと思うんです。そしてその新規就農とかなんとかいうときには結構な話だからやってみていただいたらいいんだけど、その人が言うことが本当なのかどうなのかやっぱりちゃんと言質をとつとかんといかんのじゃないか。</p> <p>今転用の時だったら、一応書類を出していただいておりますけれども。新規就農で土地を買う人にもちゃんとそれをやっていたら、それをたがえたらそれなりのあれはあるよというのをしておかんとですね。隣の田が一反ほしいからまあとりあえず買うことができんけども、よその土地を借りることだけ形だけ作ってやれば自分のものになるんよというようなことにさしたんでは、どうも私も目覚めが悪いんです。</p> <p>まあそういうことで、早急にそういう手をうってみたいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
渡部 泰明 会長	委員、それであるの3反ですよ、それで1反は。
田中 正人 委員	1反あまりが購入ですね。あとの2反弱が、借りたんです。で、借りた方は貸した人が作ってるんです。
渡部 泰明 会長	その1反はまともに作つとる。

田中正人委員	<p>作ってないです。今は草ボーボーです。そしてそのうちの 200 平米ほどはあの農業用倉庫だったらかまんということでやったようですけどね。農業用倉庫かどうかこれは分からない。たった 3 坪ぐらいのものをそれを農業用倉庫というか。それの中には机もありますし、クーラーもついていますからね。果たしてそれを農業用倉庫といえるかどうか。逃げ切るための抗弁でやっとなだと思うんですけどもね。</p>
渡部泰明会長	<p>今の件で事務局からの答弁をしてほしいのが、いわゆる倉庫を建てておるというその建築について、それとこういうふう新規就農で出てきた時の追跡調査の必要性が今までどういうふうやってきとるか、そのあたりを含めて事務局、答弁してください。</p>
渡部純三主幹	<p>失礼いたします。</p> <p>まず、農業用倉庫なんですけれども、確かに、200 平米未満の敷地であれば許可不要ということで、倉庫の大きさに関しては、建築基準法に見合う大きさであれば問題なかろうかと思えます。</p> <p>それと新規農業の追跡調査等につきましては、またこちらも気が付き次第、行ってきたいと思えますので、またその際に地元の委員もあわせて地区審査等に御本人を呼んでいただいて状況等の確認を一緒にしていただけたらなというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。それで今の現実におきておる土地、これの調査は事務局やりますか、やりませんか。今のような現状がそういうふうになっておることに対して、次からというのじゃなくて、今を見に行くかどうか。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、今年の利用状況調査とあわせて、一応確認はさせていただけたらと思えます。</p>



渡部 泰明 会長	入るということ。
渡部 純三 主幹	草が生えているということなので。利用状況調査の対象となるかどうか判断もあろうかと思えますので。
渡部 泰明 会長	分かりました。それじゃあ委員それで。
田中正人 委員	私、この件につきまして事務局には何回か連絡させてもらってます。それでもって何もされていないということですよ。我々に権限があるならやりますけど、我々には何の権限もなさそうですし。
渡部 泰明 会長	事務局、何かそれについて。
藤久 壽基 次長	<p>今、委員が権限がないと言われましたけど、事務局こそ権限がなくて、権限を持たれるのは農業委員。ここは農業委員会ですから。</p> <p>それと農業用倉庫の場合、200 平米未満であれば先ほど渡部が説明したように法的問題はない。中の利用ですけれども、農業委員、事務局が指導に入るということであれば必ず法律違反が確定している状態でなかったらなかなか入りにくい。</p> <p>その中でですね、クーラーがついている、椅子もついている、机もついているということなんでしょうけども、今みたいに暑い中、そこで休んだらいかんのかというようなことを言われたらなかなか反論できない。これは農業委員みなさん同じような状況にあるんだろうと思えますけど。</p> <p>そこが完全に農業用倉庫・農業用施設以外の利用で誰が見てもそうなっていることを確認できれば、違反転用の指導に入りますけれども、それがなかなか難しいこともあります。</p> <p>新規農業ということで農地法 3 条許可の場合になかなかこの人本当にやってくれ</p>

	<p>るんかと疑わしい場合、これは転用についても多々あります。だけど疑わしいだけでは不許可にできませんので、その点も御理解いただければというふうに考えております。</p> <p>近々利用状況調査も入るわけですので、その辺また確認させていただいて農業委員の力をお願いしまして、また指導も必要ならさせていただきたいと思っておりますので、すみませんが、よろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>ちょっと私からの質問。事務局に対しての質問なんだけど、新規就農で出てきた土地が実際に耕作されていないということを地元の農業委員からあがってきたときに、事務局としてそれを確認するとか、事務局として文書の指導をとるとか、それはいわゆる権限がないからやれないということなんですか。</p>
藤久 壽基 次長	<p>いえ、そういう状況確認とか指導についても、事務局は必要に応じてやらせていただいております。だけど最終的なその権限をもつての指導は農業委員にやっていただくというふうな流れになります。</p> <p>ですから、例えば、以前も違反転用等があつて、地元の農業委員が見つくて、事務局にこういう事案があつたと、指導してくれと、そしたらこちらの方で、はい分かりましたと。状況調査してそして地区審査等に来ていただいて、状況確認が必要やったら指導も行いますと言ったら、いや農業委員は地元のことやしなかなか言いにくいので事務局だけでやってくれというようなことが多々ありました。</p> <p>だけどそういうことではなくて、農業委員である以上、推進委員である以上、地元とかそういうのは関係なしに、農業委員会の委員として直接的に指導をしていただく。そのために事務局職員はできるだけの調査、フォローをさせていただくというふうなスタンスであると私は考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
松下 長生 委員	<p>ちょっとすみません。</p> <p>建築確認の許可がおりてるかどうかは見たんですか。</p>

藤久壽基次長	違反転用と確実に判明した場合は調査しますがけれども、まだそこまで至っていない場合は建築確認の確認まではしないのが現状です。それと建築確認を仮にとつていなくても農地法上は問題ないので農業委員会としては指導に入れないのでその点は御理解いただきたい。
松下長生委員	3.3 平米以上でもいない。
渡部泰明会長	事務局、建築確認は不要であっても届けはいるんですよ。
松下長生委員	3.3 平米はいるんですよ。
渡部泰明会長	いや、だからあの農業用倉庫は、その建築確認はいらぬにしても、事務局、ちょっと確認なんやけど届けはいるんですよ。倉庫の建築の、事務局へ。
藤久壽基次長	届出も法律上全く必要ありません。
渡部泰明会長	届出は必要だと書いておったと思うんだけど届出も何もいらぬんですか。
藤久壽基次長	法律上いらぬ。どこにも規定されておられません。あくまでも農地法上です。
渡部泰明会長	そう、分かりました。 とにかく今のこの久米地区での件はこれから利用状況調査に入ってくると思いますので、また委員も交えて今後のことは考えてみたいと思います。

<p>片山剛主査</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。</p> <p>失礼します。</p> <p>先月の総会で浅海・立岩地区の農地利用最適化推進委員の欠員に伴う補充についての御審議、御承認いただきまして、その御報告、御連絡を差し上げたらと思います。</p> <p>今度、来週7月17日から8月15日まで募集期間を設けまして、浅海・立岩地区の農地利用最適化推進委員の募集が始まります。</p> <p>市民のみなさんへの募集・周知については7月15日号の広報まつやま、それと7月15日の午前0時から松山市の農業委員会のホームページで委員募集についての御案内、様式の掲載をする予定でございます。</p> <p>その後8月15日に募集を締め切った後に候補者の評価委員会を設けて、各候補者の評価をさせていただいた後に、9月10日の総会の際に委員候補者に関して委員の皆様には御審議いただくというふうに予定しております。</p> <p>募集の中間地点、最終地点では状況の御報告はホームページで掲載する予定となっております。</p> <p>その後先ほど言いましたとおり締め切った後に評価委員会、9月の総会で最終的に御承認いただいて委嘱となりますので任期については9月10日から平成32年7月19日までというふうになっております。</p> <p>その際に、これから募集が始まるわけですけれども、こういった募集に関する問い合わせが委員の皆様に地元の農業者の方からございましたら、また事務局に申請用紙、推薦用紙等備え付けております。中身の詳しい内容の問い合わせにつきましても事務局の方に御連絡いただきましたら、私片山宛で御連絡いただいたらご説明するようにしますので、また少しの問い合わせでも結構ですので、ありましたら事務局の方までお知らせいただいたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、事務局、他にないですか。</p>

若江俊二局長	<p>次回の総会ですけれども、8月10日金曜日を予定しております。よろしくお願ひします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
松下長生委員	<p>ちょっと、すみません。建築のことでちょっとお尋ねしたいんですけど、農地の場合だったらいわゆる10平米、3.3坪以上の場合には普通はいるんですけど、農地の場合には無制限によろしいんですか。建物については。倉庫等についても。</p>
藤久壽基次長	<p>あくまでも私が説明できるのは農地法のことだけでございまして、建築基準法のことにはそんなに知識ございません。委員が言われる、小さいものだったらどうかいうのも私にはそこまでの知識がございません。</p> <p>ただ農地法で言えば、いわゆる敷地が200平米未満であれば許可がいらないうすよと、自由にやっついていいですよというふうに規定されているのは確実でございます。</p>
松下長生委員	<p>建築基準法はまた違うかもしれないということですね。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、建築基準法は申し訳ないですけど建築指導課で確認していただかないと、私ではそこまで知識がございません。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、じゃあこれをもって第172回総会を閉会いたします。</p>
若江俊二局長	<p>御起立願ひます。礼。</p>

午前11時25分閉会